

特定非営利活動法人 GloireOsaka 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 GloireOsaka という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人々に対してスポーツの普及・啓発を行い、生涯を通じてスポーツを楽しめるような環境を整え、指導者の育成に関する事業を行うこと。また、青少年の健全な心身の発達を支援するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 地域安全活動
 - (7) 国際協力の活動
 - (8) 子どもの健全育成を図る活動
 - (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツクラブ・スクール・教室に関する事業
 - ② スポーツ、文化及び健康のイベント、研修会及び講演会に関する事業
 - ③ スポーツ、文化及び保育、教育現場への指導者の派遣に関する事業
 - ④ スポーツ、文化を通じて地域交流に関する事業
 - ⑤ スポーツ及び文化施設の管理運営に関する事業
 - ⑥ スポーツの啓発に関する事業
 - ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品及び飲食物の共同購入・販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～6人
 - (2) 監事 1人～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経ない

ればならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川 上 裕 己
副理事長	高 橋 圭
理事	境 考 司
監事	谷 口 優 斗
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 一万円
正会員会費 年額 千円
 - (2) 賛助会員入会金 年額 一口 三千円 (一口以上)
賛助会員会費 年額 一口 五百円 (一口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 GloireOsaka

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	かわかみ ゆうき 川上 裕己	[REDACTED]	無
副理事長	たかはし けい 高橋 圭	[REDACTED]	無
理事	さかい たかし 境 考司	[REDACTED]	無
監事	たにぐち まさと 谷口 優斗	[REDACTED]	無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 GloireOsaka

設立代表者 川 上 裕 己

1 趣旨

私達は地域の人々にスポーツの普及や推進、文化的活動の場を提供していくことで、健康と笑顔のあふれるまちづくりに貢献していきたいと考えます。運動には、高齢者のフレイル予防や若者のストレス発散等の効果が期待されていて、競技目的としてのスポーツだけでなく、生涯に渡る運動習慣を子どもの時から身につけることが大切です。

昨今、デジタルツールに囲まれている子どもを取り巻く環境は、人間関係の希薄さと隣り合わせです。そこで、私達は、スポーツを通じて同じ目標や努力すること共有し、互いに喜び合える機会を提供していきたいと考えます。

また、スポーツの経験がない方にも、協力する、観戦する楽しさを体験していただくことで、地域の活性化に貢献できる場所が多くあると思います。そのためには、性別や年齢に関係なく多くの人々が参加できる機会を作るため、法人の設立が必要と考え、営利を目的とせず、外部に対し透明性と公共性を備えた運営が求められることが予測されるため特定非営利活動法人として設立することになりました。

今後さらに行政や地域の団体、他の関係機関と密に連携し、情報交換や人材交流をしつつ、社会貢献活動を地域で推進していきたいと考えます。

2 申請に至るまでの経過

スポーツ関係の指導者が集まり、総合型地域スポーツクラブの設立を起点として、多くの人達にスポーツに親しんでもらい、生活のなかにスポーツが定着する社会へと発展させていくことを目標に活動を広げていく方針です。

初年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 GloireOsaka

I 事業の実施方針

- ・設立当初の事業年度は、本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設やパンフレットの配布の準備をする。
- ・スポーツの体験教室を親子等で参加できる1日教室の実施。
- ・サッカー教室の稼働

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) スポーツクラブ・スクール・教室に関する事業

【内 容】	スポーツクラブ・スクール・教室の開催
【実施場所】	茨木市内のグラウンド
【実施日時】	週に1回
【事業の対象者】	幼児・小学生
【収 益】	6,000円×10人×6ヶ月=360,000円
【費 用】	専門職 2,000円×3人×4回×6ヶ月=144,000円 交通費 1,000円×3人×4回×6ヶ月=72,000円 グラウンド使用料 1,000円×4回×6ヶ月=24,000円 事務 1,100円×3時間×15回=49,500円

(2) スポーツ、文化及び健康のイベント、研修会及び講演会に関する事業

【内 容】	スポーツ体験教室
【実施場所】	茨木市内のグラウンド
【実施日時】	2回/年
【事業の対象者】	幼児または小学生とその親
【収 益】	無料体験として実施するため参加費は徴収せず
【費 用】	専門職 2,000円×3人×2回=12,000円 グラウンドまたは体育館使用料 1,000円×2回=2,000円

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

【内 容】	ホームページの作成やSNSでの発信
【実施場所】	インターネット、各協力施設（パンフレットの配布）
【実施日時】	通年
【事業の対象者】	市民
【収 益】	閲覧者数は100人/年 閲覧回数を増やすことで利用者を増やす
【費 用】	パソコン等の備品 50,000円 パンフレット作成 10,000円

2 その他の事業

(1) 物品及び飲食物の共同購入・販売事業

【内 容】	運動関連用具の販売 今年度は実施予定なし
-------	----------------------

翌年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 GloireOsaka

I 事業の実施方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・サッカー教室
- ・スポーツの体験を親子等で参加できる1日教室の実施
- ・高齢者向けの運動教室を実施

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) スポーツクラブ・スクール・教室に関する事業

【内 容】	スポーツクラブ・スクール・教室の開催
【実施場所】	茨木市内のグラウンド
【実施日時】	週に1回
【事業の対象者】	幼児・小学生
【収 益】	6,000円×20人×12ヶ月=1,440,000円
【費 用】	専門職 2,000円×3人×2クラス×4回×12ヶ月=576,000円 交通費 1,000円×3人×2クラス×4回×12ヶ月=288,000円 グラウンド使用料 1,000円×2クラス×4回×12ヶ月=96,000円 事務 1,100円×3時間×30回=99,000円

(2) スポーツ、文化及び健康のイベント、研修会及び講演会に関する事業

【内 容】	スポーツ体験教室
【実施場所】	茨木市内のグラウンド、公園等
【実施日時】	4回/年
【事業の対象者】	子ども、親子、高齢者
【収 益】	参加費は無料
【費 用】	専門職員 2,000円×2人×4回=16,000円 グラウンドまたは体育館使用料 1,000円×4回=4,000円

2 その他の事業

(1) 物品及び飲食物の共同購入・販売事業

【内 容】	運動関連用具の販売
【実施場所】	実施予定なし
【実施日時】	
【事業の対象者】	
【収 益】	
【費 用】	

初年度活動予算書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人GloireOsaka

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		50,000
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
サッカースクール事業収益	360,000		360,000
一般体操事業収益	0		0
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	510,000		510,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	156,000		156,000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	156,000		156,000
(2) その他経費			
交通費	72,000		72,000
文房具等(消耗品)	3,000		3,000
通信運搬費	20,000		20,000
印刷製本費	10,000		10,000
施設使用料	26,000		26,000
その他経費計	131,000		131,000
事業費計	287,000		287,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	49,500		49,500
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	49,500		49,500
(2) その他経費			
交通費	5,000		5,000
文房具等(消耗品)	9,000		9,000
通信運搬費			
印刷製本費			
備品	50,000		50,000
その他経費計	64,000		64,000
管理費計	113,500		113,500
経常費用計	400,500		400,500
当期経常増減額	109,500		109,500
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	109,500		109,500
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			109,500

※今年度はその他の事業を実施していません

翌年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人GloireOsaka

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		10,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	20,000		20,000
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
サッカースクール事業収益	1,440,000		1,440,000
一般体操事業収益	0		0
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	1,470,000		1,470,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	592,000		592,000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	592,000		592,000
(2) その他経費			
交通費	288,000		288,000
文房具等(消耗品)	6,000		6,000
通信運搬費	40,000		40,000
施設使用料	100,000		100,000
備品	30,000		30,000
ユニフォーム等	60,000		60,000
その他経費計	524,000		524,000
事業費計	1,116,000		1,116,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	99,000		99,000
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	99,000		99,000
(2) その他経費			
交通費	5,000		5,000
文房具等(消耗品)	9,000		9,000
通信運搬費			
印刷製本費			
備品	10,000		10,000
その他経費計	24,000		24,000
管理費計	123,000		123,000
経常費用計	1,239,000		1,239,000
当期経常増減額	231,000		231,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	231,000		231,000
前期繰越正味財産額			109,500
次期繰越正味財産額			340,500

※今年度はその他の事業を実施していません